

(別紙)

地域リハビリテーション推進協議会設置要項(案)

(目的)

第1条 群馬県地域リハビリテーション推進指針に則り、地域に根ざした協力体制を確立して、保健医療圏における地域リハビリテーションの推進を図るため、地域リハビリテーション推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域リハビリテーション広域支援センター(以下「センター」という。)の円滑な運営に関すること。
- (2) 関係団体及び地域リハビリテーション支援施設(以下「支援施設」という。)等との連携に関すること。
- (3) その他地域リハビリテーションの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる地域リハビリテーションに関係する団体、施設等で構成する。

- (1) センター
- (2) 支援施設
- (3) 医師会、病院協会、歯科医師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、看護協会及び介護支援専門員連絡協議会等の関係団体
- (4) 医療機関、介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の関連施設
- (5) 保健福祉事務所、市町村、市町村社会福祉協議会及び在宅介護支援センター等
- (6) 住民組織及びその他の団体

(役員)

第4条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、互選により選任する。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

(会議の事務)

第5条 推進協議会の事務は、保健福祉事務所及びセンターが共同して行う。

- 2 推進協議会の会議は、保健福祉事務所長が招集する。
- 3 会議の運営事務は、センターが行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年 月 日から施行する。